

鶴ヶ曽根・二丁目地区の情報紙

街づくり瓦版 No.6

編集・発行:草加都市計画事業鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業 施行者 八潮市

調整池整備について

鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業の推進につきまして、日ごろ、皆様のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

街づくり瓦版No.5(令和7年3月発行)において、鶴塚児童公園予定地の調整池工事が令和7年度に始まる旨のお知らせをしたところですが、国庫補助金の交付状況により、工事費の安定的な財源確保が困難となったことから、工事の着手を延期することとなりました。

今後の工事着手時期等については、現在、関係機関との協議を進めており、再度検討を行っているところです。協議および調整が整い次第、改めてお知らせいたしますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

道路陥没事故について

当地区内の南西に位置する都市計画道路草加三郷線において、令和7年1月28日に、埼玉県が管理する中川流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故が発生したことに伴い、現在、周辺の復旧工事が行われています。しかしながら、現時点では、復旧の具体的なスケジュールが示されていないため、当該箇所の出来形確認測量の実施に遅れが生じている状況です。

土地区画整理事業施行者の八潮市としては、令和10年度末までに換地処分(事業完了)を行うため、手続き等を進めていきますが、換地処分までのスケジュールに変更が生じる可能性があるため、現在、埼玉県と協議および調整を行っているところです。

今後のスケジュールなどについては、協議および調整が整い次第、お知らせしますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【道路陥没事故に関することのお問合せ先】

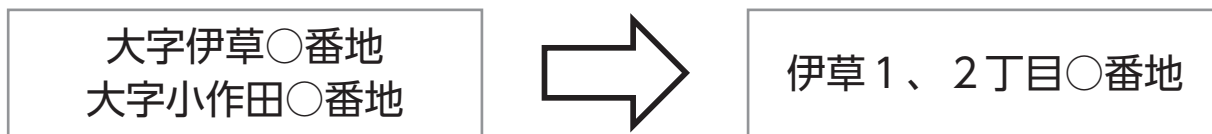
埼玉県下水道局の電話相談窓口

連絡先：048-830-5988

受付時間：平日午前9時00分から午後5時00分まで

町界・町名・地番の変更について

本事業の換地処分を迎えるにあたり、当地区内の町界・町名・地番を定める必要があります。表記については、地元町会の代表者の方々による検討会や、事業地区内にお住まいの方々を対象にしたアンケート等により、検討を進めてまいりますので皆様のご協力をお願いいたします。



(稲荷伊草第二土地区画整理事業の例)

地権者の皆様すべての土地に清算金（徴収・交付）が発生します

当地区は事業施行中ですが、工事等が完了することで換地処分（事業完了）となり、その後、清算金が確定し、徴収・交付手続きが始まります。

清算金とは、土地区画整理事業の換地により「従前の土地」と「換地」との間に評価上の不均衡が生じることがありますが、この不均衡を解消するためにやりとり（「徴収」や「交付」）される金銭のことをいいます。詳細につきましては、区画整理課のホームページをご覧ください。

なお、正式な清算金価額は、換地処分時に決定しますが、清算金の有無については、ご確認いただけますので、換地担当までお問い合わせください。

区画整理地区 (現在の町名)	換地処分（事業完了）の時期	指数1個当たりの単価
八潮南部中央地区 (大瀬1～6丁目、茜町1丁目)	平成27年 1月	100円
稲荷伊草第二地区 (伊草1～2丁目)	令和3年 1月	77円

(参考)：市内における過去の事業の指数1個当たりの単価

共有で一つの土地をお持ちの方へ（土地の分筆が出来ます）

共有で一つの土地をお持ちの方々は、換地処分（事業完了）以降も共有持分で一つの土地を所有することとなります。

現在、土地区画整理事業地内において、土地の分筆手続きを行うことが可能であるため、売却や相続等に因る土地の分筆や名義変更等において、ご不明点がございましたら、換地担当までお問い合わせください。

事業に対してのご意見、ご要望がございましたら、下記までご連絡ください。

住みやすさナンバー1のまち 八潮



問合せ先 八潮市 都市整備部 区画整理課(市役所3階)
〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1
TEL 048-996-2111(代) 内線(換地担当) 460
(補償担当) 883
(工務担当) 350
(事業推進担当) 452